

必ず2枚セットで提出してください。

## 償還（回数・金額）変更申込書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

横浜市職員共済組合理事長

次のとおり、償還（回数・金額）を変更したいので申し込みます。

貸付種別	1 普通 <b>2</b> 住宅 3 災害 4 在宅介護対応住宅 5 医療 6 入学 7 修学 8 結婚 9 葬祭	共済組合受付印
貸付番号	<b>999999</b> 号	
職員共済組合	<b>9</b> <b>9</b> <b>9</b> <b>9</b> <b>9</b> <b>9</b> <b>9</b>	
所属	〇〇 区 <b>局</b> 〇〇〇〇 課	
氏名	<b>共済 太郎</b> <b>共済</b> 所属電話 <b>999-9999-9999</b>	
希望月	〇〇〇〇 年 〇〇 月から	

### 償還（回数・金額）変更の内容

		変 更 後	変 更 前
1 回数変更	毎月分	〇〇 回	〇〇 回
	期末・勤勉手当分	〇〇〇 回	〇〇〇 回
2 金額変更	毎月分	〇〇, 〇〇〇 円	〇〇, 〇〇〇 円
	期末・勤勉手当分	〇〇〇, 〇〇〇 円	〇〇〇, 〇〇〇 円

### 注 意

- 回数又は金額の変更は1回限りです。利率が引き上げられると償還額も引き上げられますので、償還変更される場合はよくお考えのうえお申込みください。
- 貸付種類に応じた最大償還回数で償還している方は償還額の減額変更はできません。
- これまでの償還回数とこれからの償還回数の通算回数は最大償還回数以内とします。
- 期末・勤勉併用償還をされている方は、この償還変更申込書で毎月分のみ先に終了させることや、期末・勤勉手当分より毎月分の残元金分を少なくすることはできませんのでご注意ください。
- 毎月償還だけをしている方が、期末・勤勉手当による償還を併用すること、期末・勤勉手当による償還を併用している方が、毎月償還だけにすることはできません。
- 共済組合で受け付けした控えは、変更分の償還が終わるまで保存しておいてください。
- 受付日によっては、希望月からの変更ができない場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせ先 横浜市職員共済組合福祉事業係 電話 671-3371